

令和元年度施行

設計書（公示用）

業務名 令和元年度 運搬距離データベース作成業務

令和2年 1月 設計

札幌市 建設局 土木部 雪対策室

業務名 令和元年度 運搬距離データベース作成業務

業務委託費	円
内訳 業務価格	円
消費税相当額	円

業務説明

1 業務の目的

本市では、排雪作業で使用するダンプトラックの運搬距離の低減や台数の縮減に向け、各排雪現場と各雪処理施設間の走行距離などの情報を踏まえて、排雪作業時のダンプトラックの全市平均の運搬距離が短くなるように、各排雪現場の最適な搬入先雪処理施設を選定するシステムの構築を検討している。

本業務は、民間企業等有している既存の走行経路探索プログラムや貸与資料等を活用しながら、今後構築予定の「(仮)搬入先雪処理施設選定システム」の基礎データとなる、札幌市内の各区域(メッシュ)と各雪処理施設間の「運搬距離データベース」を作成するものである。

2 業務の概要

- 1) 走行経路探索プログラムの改良など
- 2) 運搬距離データベースの作成
- 3) 走行経路図の作成

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和2年3月25日まで

4 仕様書

別添一般仕様書及び特記仕様書による

令和元年度 運搬距離データベース作成業務

一 般 仕 様 書

札幌市 建設局 土木部 雪対策室

第1章 総 則

1. 1 一般仕様書の適用

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に従い、関連する法令を遵守し、履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書によるものとする。（以下、特記仕様書も含む記述は「本仕様書等」という。）

1. 2 中立性の保守

受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 3 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 4 提出書類

受託者は、業務の完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。

(1) 完了時

(イ) 業務完了届

(ロ) 成果品目録

(ハ) 成果品（報告書等）（第3章 参照）

1. 5 品質管理

(1) 受託者は、自主的に社内検査を行い、品質管理を行わなければならない。

1. 6 検査及び支払

(1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(3) 履行検査の結果、合格の場合には本業務の契約額全額の請求をすることができる。

1. 7 疑義の解釈

本仕様書等に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者の協議によるものとする。

第2章 業務一般

2. 1 一般的事項

- (1) 業務は、本市担当職員と十分協議打合せのうえ、実施しなければならない。

2. 2 業務の資料

業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること)

2. 3 情報の管理

受託者は、本業務の成果並びに業務の遂行上本市が必要と認めて提供した情報について、本市の同意なく本業務の目的以外に利用してはならない。また、意図せぬ情報漏洩が起きることが無いよう情報管理に万全を期し、その対策については本市担当職員と予め協議すること。

2. 4 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

第3章 成果品

業務完了時、提出すべき成果品等とその部数は、下記のとおりとする。

- (1) 報告書 A4判 1部
- (2) 報告書 CD または DVD
- (3) 特記仕様書で明示されたもの
- (4) その他本市担当職員から指定されたもの

第4章 個人情報取扱注意事項

この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別表「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

別表「個人情報取扱注意事項」

【個人情報取扱注意事項】

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和元年度 運搬距離データベース作成業務

特 記 仕 様 書

札幌市 建設局 土木部 雪対策室

第1章 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、一般仕様書第1章の1に定める特記仕様書とし、本仕様書に定められない事項は、一般仕様書によるものとする。

第2章 業務の目的

本市では、排雪作業で使用するダンプトラックの運搬距離の低減や台数の縮減に向け、各排雪現場と各雪処理施設間の走行距離などの情報を踏まえて、排雪作業時のダンプトラックの全市平均の運搬距離が短くなるように、各排雪現場の最適な搬入先雪処理施設を選定するシステムの構築を検討している。

本業務は、民間企業等有している既存の走行経路探索プログラムや貸与資料等を活用しながら、今後構築予定の「(仮) 搬入先雪処理施設選定システム」の基礎データとなる、札幌市内の各区域(メッシュ)と各雪処理施設間の「運搬距離データベース」を作成するものである。

第3章 業務の内容

1 走行経路探索プログラムの改良など

下記「2. 運搬距離データベースの作成」及び「3. 走行経路図の作成」の履行に向け、走行経路探索プログラムの改良などを行う。なお、走行経路探索の実施に際しては、次の点に留意すること。

- ・ 出発地は「札幌市内の各区域(メッシュ)の緯度経度」、到着地は「各雪処理施設の入口の緯度経度」とすること。
- ・ 入場時に右折禁止などの規制がある雪処理施設については、これを反映させるため、経由地を設定すること。
- ・ 道路ネットワークには、出来る限り最新の交通規制情報を反映させること。
- ・ 原則、幹線道路を走行することとし、出来る限り住宅街の道路は走行しないこと。
- ・ 「排雪ダンプトラックの走行を原則不可」と指定する道路は、出来る限り走行しないこと。

※ 本業務で使用する「走行経路探索プログラム」については、令和2年1月24日までに担当課まで機能検証を依頼し、「走行経路探索機能確認書」への署名を受けることとする。なお、「走行経路探索プログラム」の機能検証方法については、令和2年1月24日までに担当課と協議することとする。

2 運搬距離データベースの作成

上記1で改良した走行経路探索プログラムを使用して、札幌市内の各区域(メッシュ)と各雪処理施設間の経路探索を実施し、各区域と各雪処理施設間の走行経路の距離(単位:k m)を格納した運搬距離データベースを作成する。

3 走行経路図の作成

上記1で改良した走行経路探索プログラムを使用して、札幌市内の各区域(メッシュ)と各雪処理施設間の経路探索を実施し、各区域と各雪処理施設間の走行経路図を作成する。

(走行経路図のファイル名 : 各区メッシュ番号+各雪処理施設番号)

(走行経路図のファイル形式 : PDF)

4 報告書作成

上記1～3の結果をとりまとめ、報告書を作成する。

第4章 履行期間

契約書に示す着手の日から令和2年3月25日までとする。

第5章 報告書

- ・ 報告書の作成にあたっては、様式、内容、表現方法などについて、あらかじめ担当職員と協議すること
- ・ 本業務で作成した図表・データベース・報告書に係る電子ファイル等については、走行経路探索プログラムを除き、パソコンでの閲覧及び編集可能なファイル形式でCD-RまたはDVD-Rに納めて提出すること。
- ・ 成果品一式の著作権は、全て本市に帰属するものとする。

第6章 その他

- ・ 札幌市内の区域（メッシュ：約6,300箇所）の緯度・経度や、雪処理施設（約90箇所）の入口及び経由地の緯度経度データは、本市よりCSV形式にて提供する。
- ・ 排雪ダンプトラックの走行を原則不可とする道路の位置（区間）情報（約20区間）は、本市より紙媒体の地図にて提供する。
- ・ 本業務で使用する「走行経路探索プログラム」については、令和2年1月24日までに担当課まで機能検証を依頼し、「走行経路探索機能確認書」への署名を受けることとする。なお、「走行経路探索プログラム」の機能検証方法については、令和2年1月24日までに担当課と協議することとする。

走行経路探索機能確認書

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市建設局土木部雪対策室計画課

【会社名】 _____

【担当者名】 _____ 【連絡先】 _____

下記の入札案件について、受注した場合に使用する「走行経路探索プログラム」の機能検証を依頼します。

記

入札案件名称	令和元年度 運搬距離データベース作成業務
--------	----------------------

使用する「走行経路探索プログラム」の概要

<u>道路ネットワークデータの種類及び作成年月日（既製品の場合）</u>
<u>走行経路探索プログラムを活用した商品実績等（商品化している場合）</u>
<u>走行経路探索プログラムの特許庁の認定番号等（認定を受けている場合）</u>
<u>担当課への走行経路探索プログラムの提供方法（機能検証時にのみ使用）</u> 1. 指定するホームページへのアクセス 2. 指定するアプリ（プログラム）のインストール 3. その他（ _____ ）

-----（以下、発注担当課記載欄）-----

上記に提示されたプログラムは、入札案件を履行するために必要な機能を有していることを確認しました。

令和 年 月 日

【担当】 札幌市建設局土木部雪対策室計画課

印

本設計費内訳書

項目	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	走行経路探索プログラムの改良・データベースや走行経路図の作成	式	1			第1号内訳書
業務価格						
	消費税等相当額					
業務委託費						

札幌市

第1号内訳書

走行経路探索プログラムの改良・データベースや走行経路図の作成

円
一 金 _____
円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
走行経路探索プログラムの改良・データベースや走行経路図の作成		式	1			
計						